

## 「青旗びらき」開催

今年の青旗びらきは、民商の3階のホールではなしに、市民プラザを借りてインボイス制度の学習会と一緒の開催となりました。会場を変更した理由は、三密対策とインボイスの学習会に大勢来られてもいいようにという思いからでした。少し期待はしていましたが、残念ながら余計な心配だったようで、いつもながらの30名程度の参加者でした。



第1部に「インボイス制度の学習会」を行い、講師に県連の青木事務局長からお越しいただき説明を受け、その後質疑応答で延べ1時間程度の学習会でした。実際、自分はインボイスでどうなるんだろうかよく分からない人が多く、来年の10月から開始されるということだけが先行していて、会員は不安を募らせていました。質問もそのところが多く質問されていました。

売上の比率からして、インボイスの領収書が必要な人が少ない会員は、「そういう先に対しては単価を消費税分下げて対応すればいいだけで、わざわざ消費税の課税事業者にならなくてもいいだろう」ということになりました。逆に大手の下で仕事を貰っている会員

は、「課税事業者の申請をしなくてはいけないなあ」と悩まし気に腹をくくっていました。

第2部の「青旗びらき」では、平良木市議より市政報告があり、新市長の活躍ぶりが紹介されました。今までの市長との違いは誰とも気兼ねなく会うことが違っていて驚いたという話や、多くの市議たちが推した市長候補が落選したことで議会の空気が変わったことなど紹介されました。その次に観た「春の運動」DVDでも紹介されていた群馬県の渋川北群馬民商のように、定期的に開催される市の経済懇談会に民商が招待されるような市長との関係性も今後期待できます。

次に「秋の運動」拡大表彰を行い、「秋の運動」で仲間増やしに奮闘していただいたみなさんへ心ばかりの品を感謝の気持ちと共に贈呈。引き続き「春の運動」でも健闘を誓い合いました。

最後に、事務局長より「春の運動」の行動提起があり、「春の運動」は兎角申告書を書き上げることが全てと思っている会員さんが多いが、そうではなく、世の中を正しい方向へ向かわせるための運動であったり署名であったり、そのためには民商を強く大きくするための「仲間増やし」も「春の運動」の大きな主題なので大いに頑張ってくださいと訴えました。

第1部から始まった「青旗びらき」も2時間程度で終了。コロナ禍のために懇親会は中止となり、帰りにささやかなお土産をお配りして閉会となりました。

## 【3・13重税反対全国統一行動】三役会で討議

過去2年間、コロナウイルス感染防止の観点から中止してきた3・13重税反対全国統一行動ですが、何とか以

前の様にスポーツセンターを会場に集会を開き、税務署までデモ行進をし、税務署の敷地内で集団申告する形を復活できないかを三役会で討議しました。



1970年から開催して今年で53回目の全国統一行動になります。この行動は、重い税負担と過酷な徴収に反対し、納めるべき税額は自分で計算し、申告するという申告納税制度の擁護・発展をめざす国民の一大行動です。我々は、税制・税務行政の民主化や納税者の権利擁護を求めて集会・デモなどを実施し、力を合わせて自主申告を貫いてきました。上越民商では、出来ることならこの行動を続けて毎年実施したいと考えています。

しかし、上越市でもこのコロナウイルス第6波は経験したことの無いほど感染者が急増しています。命が大事か主義主張が大事か、第6波が落ち着いてくれれば実施も可能になるのではと思いますが、慎重審議の結果、次回三役会まで感染状況の推移をみて結論を出すことになりました。2月の20日頃には結論が出ます。皆さんにももう少し状況を見守って欲しいと思います。

※実施日については、今年はい

次ページに続く

糸魚川会場が3月9日(水)

上越会場が3月11日(金)の予定です。



## 婦人部の新年会 今年も中止

婦人部では以前から新年会を開催する  
か、しないかを討議してきました。  
例年2月上旬に新年会を開催してきま  
したが、昨年は、コロナ禍で中止せざ  
るを得ない状況の中、止む無く中止す  
ることに。毎年楽しみにされている部  
員も多く、こんな暗い状況だからこそ  
楽しいひと時を過ごしたいと思う気持  
ちも分かるから、判断が難しいところ  
でした。しかし、飲食を伴う行事は感  
染予防からすると大変難しく、もしま  
のことを考え、役員会では今年も中止  
にすることに決めました。

## 民商共済会

### コロナ関連で運用を改善



民商共済会では昨年からコロナ感染  
症対策の一環として、一部運用を改善  
しました。保健所などから口頭で自宅  
待機や自宅療養を要請・支持される場  
合も、必要に応じて役員が確認し、入  
院や安静加療の見舞金を支払うこと  
になりました。第6波の感染が急拡大し  
ている今、身近な問題として再度ご案  
内します。

## 運用改善の主な内容

- ① 新型コロナウイルス感染症と診断された場  
合に限り、免責規定(6カ月)を免  
除。
- ② 濃厚接触者等でPCR検査が陰性で  
も、保健所等の指示により「健康観  
察」で自宅待機を要請された場合、  
安静加療見舞金(5千円)の対象に  
する(入院見舞金と重複して支払わ  
ない)
- ③ 民間検査機関等での集団検診型の  
PCR検査(抗原検査を一点検診とし  
て扱い、集団検診活動助成金(1加  
入者当たり2千円)の対象とする。

2月14日(月)

## 支援金説明会開催

民商では

「事業復活支援金」(国)や、

「第4次事業者経営支援金」(上越市)

「第2期事業継続支援助成金」(妙高市)

「事業継続給付金」(糸魚川市)

を申請したい!

「時短協力金」(飲食店)の手続きを

聞きたい!

などの会員からの要望にお応えして、  
2月14日の午前10時から民商3階で  
各種支援金の説明会を行います。該当  
するかどうかも含めて是非大勢の方か  
ら聞きに来ていただきたいと思います。

